

# 北九州情報サービス産業振興協会規約

## 【第1章】 総 則

### (名 称)

第1条 本会は、北九州情報サービス産業振興協会  
Kitakyushu Information Service Industry Promotion Association（略称「KIP」）と称する。

### (目 的)

第2条 本会は、情報関連技術の調査研究及び開発促進並びに情報サービス産業発展のための社会的、経済的環境の整備を通じ、地域の情報サービス産業の振興を図るとともに、地域経済の発展に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 情報サービス産業の振興に関する情報収集及び調査研究
- (2) 人材の育成及び確保に関する活動
- (3) 情報サービス産業の振興に関する行政施策との連携
- (4) 会員相互及び市内外諸団体との交流
- (5) 情報関連技術の開発及び利用の促進
- (6) その他地域の情報サービス産業発展のための環境整備に関する事業

## 【第2章】 会 員

### (種 別)

第4条 本会の会員の種別は、次の通りとする。

- (1) 正会員 北九州市及びその周辺市町村に本社を置いている情報サービス産業関係企業
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、若しくはその事業に協力しようとする企業、大学等若しくは行政等の機関又は個人

### (入 会)

第5条 本会の会員として参加しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

### (退 会)

第6条 会員が退会しようとするときは、事前にその旨を書面により会長に届け出なければならない。

- 2 企業が解散又は破産したときは、退会したものとみなす。

### 【第3章】 役 員

#### (役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名、副会長 2名以上3名以内
- (2) 理事 8名以上15名以内
- (3) 監事 2名

#### (選 任)

第8条 理事及び監事は、総会において正会員から選任する。

- 2 会長、副会長は、理事の互選によって選任する。

#### (職 務)

第9条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務の執行にあたる。
- 4 監事は、会計監査を行う。

#### (任 期)

第10条 本会の役員の前任期は、2年とする。ただし、任期内に退任した役員を引き継いだ役員の前任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

### 【第4章】 会 議

#### (種 別)

第11条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 理事会

#### (構 成)

第12条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

#### (権 能)

第13条 総会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
  - (2) 事業報告及び収支決算の承認
  - (3) その他本会の運営に関する重要な事項
- 2 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
    - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事
    - (2) 総会に付議した事項の執行に関する事
    - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第 14 条 総会は、毎年 1 年事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに開催する。

(招 集)

第 15 条 総会及び理事会は、会長が招集する。

(議 長)

第 16 条 総会及び理事会の議長は、会長があたるものとする。

(定足数)

第 17 条 総会及び理事会は、構成員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第 18 条 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会)

第 19 条 本会は、理事会の議決を経て、事業を円滑に進めるため委員会を置くことができる。

## 【第 5 章】 会計及び会費等

(事業年度)

第 20 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会 計)

第 21 条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(会 費)

第 22 条 会費は、以下に定める入会金及び年会費を納めなければならない。

(1) 入会金 2 万円

(2) 年会費 3 万円

2 大学及び高等専門学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定められたもの、その他の法令や省令の定めるところにより設置されたもの）、行政機関並びに会長が認める公的団体は、入会金及び年会費を免除する。

3 起業後 5 年に満たない新規入会者については、入会金を免除したうえで、入会から 5 年間は、年会費を 1 万円に減額する。

4 従業員が 10 名に満たない会員は、申告により年会費を 1 万円に減額することができる。

(会費の納入時期)

第 23 条 年会費は、毎年度初めに納入しなければならない。ただし、新規入会者については、入会時に入会金及び当該年度の年会費を納入しなければならない。

(返還請求権の放棄)

第 24 条 本会の退会者は、既納の会費の返還を求めることができない。

(帳 簿)

第 25 条 本会に次の帳簿を備え付けるものとする。

- (1) 会議録
- (2) 規約、役員名簿、会員名簿
- (3) 会費納付簿
- (4) 金銭出納簿
- (5) その他関係書類

## 【第 6 章】 規約の変更

第 26 条 この規約は、総会の決議によって変更することができる。

## 【第 7 章】 雑 則

(事務局)

第 27 条 本会の事務局は、公益財団法人 北九州産業学術推進機構内に置く。

(実施細則)

第 28 条 この規約の執行に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 【付 則】

- 1 この規約は、平成元年 5 月 22 日から施行する。
- 2 本会の設立当初の事業年度は、第 20 条の規定にかかわらず、設立総会のあった日から平成 2 年 3 月 31 日までとする。

## 【付 則】

この規約は、平成 7 年 6 月 28 日から施行する。

平成 14 年 6 月 12 日改訂

平成 16 年 11 月 26 日改訂

平成 24 年 6 月 8 日改訂

平成 27 年 6 月 15 日改訂

平成 30 年 4 月 1 日改訂

令和 元年 7 月 1 日改訂

令和 3 年 11 月 30 日改訂